

## ○西成区における重点的医療扶助適正化対策

### 1. 通院医療機関等確認制度の導入(試行実施)【西成区:実施機関として実施】

《骨子》

- ①生活保護受給者の受診医療機関を原則として診療科目毎に確認証に記載。医学的必要性に応じて複数箇所を選択も可
- ②薬局は必要に応じて複数箇所を選択も可

《目的》

確認証を発行し、重複受診や重複服薬について生活保護受給者に効果的な指導を行うことにより、医療扶助を適正に実施する。

※他の政令都市では実施例が無い

### 2. 生活保護医療機関の新規指定に本市独自基準の導入 (試行実施) 【大阪市:福祉局として実施】

《骨子》

- ①生活保護医療機関の新規指定に際して、当該医療機関の管理医師、管理薬剤師、法人役員が、過去5年以内に不正又は不当な診療や診療報酬の請求を行ったとして行政上の措置をうけた医療機関に管理医師、管理薬剤師、法人役員として在籍していた場合を欠格事由に設定。
- ②新規指定に指定期間を設定(3年)
- ③当該期間中に個別指導を実施。必要な場合は立入検査。
- ④当該期間中に不正又は不当な診療や診療報酬の請求を行った場合、次期(更新)指定申請を却下。  
※上記事実が無い場合、次期指定には期限を附さない。

《目的》

不正等を行った医療機関やその責任者が関わる医療機関を、生活保護指定医療機関として指定しないことと、新規指定医療機関への個別指導を行い、医療扶助に対する理解をより深めてもらうことにより、生活保護を受給されている方が安心して医療を受けることのできる環境を整備し、もって市民の福祉の向上を図る。

※他の政令都市では実施例が無い